

令和7年度 福島区広報誌「広報ふくしま」企画編集業務委託

募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和7年度 福島区広報誌「広報ふくしま」企画編集業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

福島区広報誌「広報ふくしま」は、「読みやすく、読み進めたいくなる、区民に伝わる広報誌」を基本理念としており、市政・区政に関する重要な情報を伝えるとともに、行事や地域情報の紹介など、区民に役立つ情報を提供している。

区民と区役所を結ぶ重要な情報媒体であることから、理念に基づいた広報誌づくりを行うため、公募型プロポーザルを実施する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」を参照のこと。

(3) 事業規模（契約上限額）

金 6,494,400 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。ただし、受注者からの請求に基づき、各月号の履行確認後に部分払いをすることができる。

(3) 契約書案

別紙「業務委託契約書（成果物型）」のとおり。

(4) 契約保証金

免除

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (4) 令和 6・7・8 年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「04:04:01(デザイン企画印刷)または04:04:03(デザイン)」で登録されていること。
- (5) 過去 5 年以内に同種業務実績を有すること。

5 スケジュール

・ 公募開始	令和 7 年 1 月 6 日（月）
・ 質問の受付期限	令和 7 年 1 月 17 日（金）
・ 質問に対する回答	令和 7 年 1 月 22 日（水）
・ 参加申請関係書類の提出期限	令和 7 年 1 月 27 日（月）
・ 参加資格決定通知、企画提案用データの送信	令和 7 年 1 月 31 日（金）
・ 企画提案の提出期限	令和 7 年 2 月 14 日（金）
・ プレゼンテーション実施	令和 7 年 2 月 25 日（火）
・ 選定結果通知	令和 7 年 3 月 7 日（金）
・ 契約締結・事業開始	令和 7 年 4 月 1 日（火）
・ 事業完了	令和 8 年 3 月 31 日（火）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

ア 受付期限	令和 7 年 1 月 17 日（金）17 時 30 分まで
イ 提出方法	別紙「質問票」を電子メール (tc0012@city.osaka.lg.jp) にて提出する。 メールの件名は「広報ふくしま企画編集業務に関する質問」とすること。
ウ 回答方法	令和 7 年 1 月 22 日（水）に当区ホームページに掲載する。 (https://www.city.osaka.lg.jp/fukushima/category/3088-4-2-4-0-0-0-0-0-0.html)

(2) 参加申請及び参加資格審査

ア 受付期限	令和 7 年 1 月 27 日（月）17 時 30 分まで
イ 提出書類	① 公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書【様式 1】 ② 同種業務実績調書【様式 2】 ※契約書（写）等の添付資料を含む。
ウ 提出部数	各 1 部
エ 提出方法	「9 提出先・問合せ先」へ送付する（電子メール・郵送・持参）。 ※電子メール (tc0012@city.osaka.lg.jp) にて提出する場合、メールの件名は「広報ふくしまプロポーザル参加申請」とすること。

- ※持参の場合、9時から17時30分まで受付(土曜・日曜・祝日を除く)。
オ 審査結果 参加資格決定通知書及び企画提案用データは、令和7年1月31日(金)に電子メールにて送付する。

(3) 企画提案

- ア 受付期限 令和7年2月14日(金)17時30分まで(必着)
※企画提案用のデータは、参加資格決定通知書とあわせて送付する。
※期限までに提出がない場合、本プロポーザルに参加する意思がないものとみなす。
- イ 提出書類
- ① 企画提案書【様式3】
 - ② 企画提案作品
 - ③ 見積書及び事業費内訳書【様式4】
- ウ 提出部数 各5部(正1部、副4部)

正本：事業者名を記入したもの
副本：事業者名や事業者が特定される表現の記載のないもの又は事業者名や事業者が特定されないように黒塗り等したもの

- エ 提出方法 「9 提出先・問合せ先」へ送付する(郵送・持参)。
※持参の場合、9時から17時30分の間(土曜・日曜・祝日を除く)。
- オ 注意事項

<企画提案書について>

- 必須記載項目は、以下のとおりとする。
- ・実施体制
 - ・実際に作成を行う責任者の経歴・実績
 - ・基本コンセプト
 - ・作成にあたり創意工夫・配慮した点について

<企画提案作品について>

福島区広報誌「広報ふくしま」1～6頁の編集・作成(デザイン、レイアウト等)をA4判カラーで行うこと。

【1頁 表紙】コンセプト：注目を集め、思わず手に取りたくなるデザイン

タイトルは「広報ふくしま」とし、野田藤マークを使用。写真やキャッチフレーズ等を使って自由にデザインすること。

【2～4頁 巻頭特集】コンセプト：ビジュアルを活用し、より魅力的に伝わるデザイン

送付する特集記事の内容を全て掲載すること。写真は選択掲載可。現在発行している「広報ふくしま」の文字サイズ、字体、様式にとらわれず、より情報が取得しやすいように自由にデザインすること。

【5～6頁 お知らせ・イベント】コンセプト：わかりやすく読みやすいデザイン

送付する複数の記事を全て掲載すること。写真やイラスト、キャッチフレーズ等を使って自由にデザインすること。

※いずれも、これまでのデザインにとらわれず、独自性を出してデザインすること。

7 選定に関する事項

(1) 審査基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

		基準	配点
項目		評価ポイント	
業務遂行能力	実施体制	提案内容（様式3-1）について ・適切な業務を期限内に提供できる人材を確保した体制となっているか。 ・役割分担、責任の所在が具体的に示されているか。	10
	実績	事業者実績（様式2）・作成責任者の実績（様式3-2）について ・行政機関等の広報物（広報誌（紙）、広報冊子等）の制作業務の実績があるか。 ・毎月発行する広報物（広報誌（紙）、広報冊子等）の制作業務の実績があるか。	10
提案内容	基本コンセプト	・提案内容（様式3-3）について、事業の目的を理解し、的確に反映した内容となっているか。 ・上記が企画提案作品に反映されているか。	10
	編集デザイン （企画提案作品 ・様式3-4）	① アピール性 ・あらゆる世代（特に子育て世帯や転入者等）が福島区に愛着を持つような、魅力あふれる内容となっているか。 ・手にとって読んでもらえる内容、デザインの提案となっているか。	20
		② 編集 ・区民に伝えたい内容の意図が最大限に伝わるための情報整理や表現ができているか。そのためのイラスト、写真等の使用が効果的に行われているか。 ・文字やイラスト、写真等がそれぞれの情報に合わせて適切に配置されているか。	20
		③ デザイン ・色のコントラストやビジュアルなどが見やすく適切か。 ・ユニバーサルデザインに配慮し、必要な情報がわかりやすく伝わる内容となっているか。	10
④ イラストを効果的に活用した提案となっているか。 （福島区マスコットキャラクター「フッピー・クッピー」を含む）		10	
価格	見積内容	企画提案内容にかかる所要経費が最大の効果を発するよう合理的かつ適切な配分となっているか。（様式4）	10

(2) 点数の目安

評価	10点配点項目	20点配点項目
基準を大幅に超える	10～9点	20～17点
基準を超える	8～7点	16～13点
基準通り・普通	6～5点	12～9点
基準レベルに満たない	4～3点	8～5点
基準レベルに全く届かない	2～1点	4～1点

(3) 選定方法

ア 本審査については、学識経験者等で構成する「令和7年度 福島区広報誌『広報ふくしま』企画編集業務委託事業者選定委員会」が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、審査基準に基づき、書面審査およびプレゼンテーション審査を行う。

ウ プレゼンテーションについて

日時：令和7年2月25日（火）

場所：福島区役所

※詳細については、電子メールにて別途通知する。

エ 審査の結果、各委員の合計点 180 点（60％）以上の事業者のうち、最も優れていると評価された企画提案者を選定する。ただし、評価点が最も高い提案者が複数の場合は、「編集デザイン」の得点が高い者とする。さらに、「編集デザイン」の得点が同点であった場合、委員の合議により決定する。

（4）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

（5）選定結果の通知及び公表

令和7年3月7日（金）に、企画提案書等を提出した者全てに対し、書面により結果通知書を送付する。また、当区ホームページに掲載する。

(※<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushima/category/3088-4-2-4-0-0-0-0-0-0-0.html>)

8 その他

（1）企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

（2）採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

（3）すべての企画提案書は返却しない。

（4）提出された企画提案書は、審査・業者選定の用途以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例を除く）。

（5）提出期限後の提出、差し替え等は認めない。

（6）参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

（7）契約の締結は、令和7年度予算が発効したときとする。

上記に伴い、公募型プロポーザルへの参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっては、本市はその損害について一切負担しない。

9 提出先・問合せ先

〒553-8510 大阪市福島区大開1丁目8番1号

福島区役所企画総務課企画推進担当（4階） 担当：大西、菅野

電話番号 06-6464-9683

E-mail tc0012@city.osaka.lg.jp